国立大学法人鳴門教育大学会計監査人候補者選考会議規程

平成22年2月18日 規程第 4 号 改正 平成22年3月24日規程第76号 平成23年3月31日規程第26号 平成26年3月24日規程第31号 平成29年3月8日規程第34号 平成31年3月13日規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において 準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任する会計監査人の 候補者選定に係る、国立大学法人鳴門教育大学会計監査人候補者選考会議(以下「選 考会議」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 企画調整役
 - (3) 総務部財務課長
 - (4) 総務部財務課課長補佐
 - (5) 総務部財務課予算·決算係長
 - (6) 監査室長

(審議事項等)

- 第3条 選考会議は、次に掲げる事項について審議し、選考結果を学長に報告する。
 - (1) 会計監査人候補者選定基準に関すること。
 - (2) 会計監査人候補者の選考に関すること。
 - (3) その他会計監査人候補者に関すること。

(議長)

- 第4条 選考会議に議長を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第5条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、意

見を聴くことができる。

(事務)

第7条 選考会議の事務は、監査室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか,選考会議の運営に関し必要な事項は,選考会議が別に定める。

附則

この規程は、平成22年2月18日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。